

○玉村町小規模修繕工事契約希望者登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が発注する小規模修繕工事の契約希望者を登録する事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「小規模修繕工事」とは、1件の設計金額が50万円以下で、かつ、その内容及び履行の確保が容易であると認められるものをいう。

(工事種別)

第3条 小規模修繕工事は、別表に掲げる工事種別に区分するものとする。

(登録の要件等)

第4条 登録は、次の各号のいずれの要件も満たす者について行うものとする。

- (1) 主たる事業所を町内に有していること。
- (2) 本町の競争入札参加資格の認定を受けていないこと。
- (3) 町税の滞納がないこと。
- (4) 小規模修繕工事の履行にあたり法令等の定めにより必要となる許可、免許又は登録を受けていること。
- (5) 玉村町暴力団排除条例(平成24年条例第17号)第2条第1号又は3号の規定に該当しない者

2 前項の規定にかかわらず、成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人又は破産者で復権を得ない者については、登録を行うことができない。

(登録の申請)

第5条 登録の申請は、玉村町小規模修繕工事契約希望者登録申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類をそれぞれ1部ずつ添付し行うものとする。

- (1) 法人の場合は登記事項証明書の写し、個人事業者にあつては本籍地の長が発行する身分証明書(申請日前3か月以内のもの)
- (2) 町税の完納証明書
- (3) 希望する業種を履行するために必要な許可・免許・登録等を証明する書類の写し

(4) 玉村町の事務事業からの暴力団又は暴力団員等の排除措置に関する要綱(平成24年要綱第24号)第5条第2項に定める誓約書

(5) その他、町長が特に必要と認めた書類

2 登録の申請時期は、次のとおりとする。

(1) 定期申請 2年ごとの申請受付開始日から3月31日まで

(2) 随時申請 定期申請終了日の翌日から次の定期申請開始日の前日まで

(登録の種別)

第6条 前条の規定により登録の申請があったときは、登録を希望する工事種別ごとに審査を行い、適当と認めるものについて登録を行うものとする。この場合において、登録を行う工事種別は、3種別を限度とする。

(登録の有効期間)

第7条 登録の有効期間は、次のとおりとする。

(1) 定期申請での登録 当該申請を受け付けた年の4月1日から2年間

(2) 随時申請での登録 当該申請を受け付けた日から最初に到来する定期申請での登録終了日まで

(登録事項の変更等)

第8条 登録を行った者の申請書及び添付書類の記載事項に変更があったときは、速やかに玉村町小規模修繕工事契約希望者登録申請書変更・廃止届(様式第2号)により届出を行うものとする。

(登録の取消し)

第9条 登録を行った者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の登録を取り消すことができる。

(1) 第4条に規定する要件を満たさなくなったとき。

(2) 倒産したとき。

(3) 契約に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)その他の関係法令に違反する等の不正又は不誠実な行為があったとき。

(4) 申請書又は添付書類の記載事項を偽って記載したとき。

(発注業者の選定)

第10条 小規模修繕工事を発注する場合における発注業者の選定は、指名状況、地理的条件、技術的適性等を考慮し行うものとする。ただし、競争入札参加資格の認定を受けた者のうちから選定することを妨げないものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

附 則 (平成21年12月22日要綱第26号)

この要綱は、平成21年12月22日から施行する。

附 則 (平成25年12月16日要綱第34号)

この要綱は、平成25年12月16日から施行する。

附 則 (平成30年2月13日要綱第1号)

この要綱は、平成30年2月13日から施行する。

附 則 (令和2年2月26日要綱第1号)

この要綱は、令和2年2月28日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日要綱第27号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年12月22日要綱第46号)

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

小規模修繕工事の種別

工事種別	
土木関係	防護柵、舗装、遊具、交通安全施設、造園、土木
建築関係	大工、ガラス、サッシ、網戸、板金、タイル、ブロック、雨樋、防水、溶接、木工建具、障子、襖、鍵、塗装、屋根、門扉、内装 (カーテン・カーペット等)、畳
設備関係	電機器具、照明、配線、放送機器、ボイラー、ガス機器、空調・冷暖房設備、厨房設備、衛生設備、浄化槽
その他	上記にあてはまらない修繕・工事